現場代理人の常駐義務緩和について

平成28年11月22日

改正　 令和　5年　1月　1日

益城町総務課

益城町では、現場代理人は工事現場における常駐を原則としていますが、益城町公共工事請負契約約款第10条第5項において、本町が発注する工事で一定の要件を満たす場合に現場代理人の兼任を認めることとしており、令和5年1月1日付けで常駐義務の緩和要件を一部改正しました。

このことに伴い現場代理人の常駐義務を緩和できる要件については以下のとおりの取扱いとします。

**１　現場代理人の常駐義務緩和の要件**

以下のいずれかに該当する場合は、現場代理人は現場に常駐を要しないこととします。

（１）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

例）現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間など

（２）工事を全面的に一時中止している期間

　　　例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査など

（３）工場製作のみが行われている期間

　　　例）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合

（４）工事が完成し、完成検査が行われるまでの期間

（５）益城町が発注する工事（各課発注の130万円以下の小規模工事を含む。以下同じ。）のうち請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の工事で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員（監督員と連絡が取れない場合は監督員の所属する課の係長等。以下「監督員等」という。）と常に携帯電話等で連絡が取れる体制である場合

**２　現場代理人の複数の工事における兼任の要件**

次の適用要件①又は②のいずれかに該当する場合は、複数の工事について現場代理人を兼任することができます。

* 適用要件①（以下の項目のすべてに該当する場合）

専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事（１件あたりの請負金額が税込み4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）未満）のみを施工する場合で、(１)～(４)の条件をすべて満たすもの。

（１）益城町及び熊本県が発注する工事のうち、３件の工事についての兼任であること。

ただし、熊本県が熊本県発注工事において、町発注工事と現場代理人の兼任を認める場合に限る。

（２）工事場所がいずれも益城町内であること。

（３）現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員等との連絡体制が確保されると認められること。

（４）特記仕様書等に兼任を認めない旨が示された工事でないこと。

* 適用要件②（以下の項目のいずれかに該当する場合）

（１）同一又は別の発注者が発注する、密接な関連のある複数の工事（例えば、下水道工事と区間の重なる道路工事）を同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することを認められた場合（ただし、専任の監理技術者については適用しない。）

（２）同一又は別の発注者が発注する、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）について、これら複数の工事を１件の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することを認められた場合

（３）工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能と認められた場合

* 兼任する場合の手続きについて

（１）現場代理人を兼任する場合、「現場代理人兼任届」を「契約書」一式とともに総務課管財係に提出してください。総務課管財係へ提出後、兼任するすべての工事の監督員に報告してください。

（２）兼任することにより現場代理人を変更する場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書」

を併せて総務課管財係に提出してください。

（３）益城町及び熊本県発注の工事等、発注者が異なる複数の工事で現場代理人を兼任しようとする場合は、必ず、事前に両方の発注者の確認を受けてください。

**３　現場代理人が工事現場に常駐しない場合の注意事項**

（１）現場代理人を兼任している場合は、いずれの工事現場における運営、取締り及び権限の行使にも支

障がないようにするとともに、監督員との連絡体制を確保してください。

（２）益城町では現場代理人の要件として、現場代理人とその所属建設業者との直接的な雇用関係を求

めています（在籍出向者及び派遣社員は現場代理人となることはできません）。

（３）設計変更により、兼任する２件以上の工事の１件あたりの請負金額が税込み4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上となった場合は、「現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書」により、現場代理人の変更手続きを行ってください。

（文書取扱）益城町総務課管財係

電話：096-286-3111（代表）